|  |
| --- |
| 【介護保険の認定調査について】　　　　　　　　　　 　　小野市●日程：　　　　月　　　　日（　　　曜日）●時間：　　　　時　　　　分開始（３０分～１時間程度）〇入退院等直後で環境に変化がある場合は、介護の手間を適正に確認するため、原則として状態安定後一定期間（概ね１週間）が経過してから調査を行います。〇調査までの間に入院・急な体調変化があった場合や立会いが難しくなった場合は、日程を変更させていただきますので下記までご連絡ください。小野市役所　介護保険係　０７９４－６３－１５０９（直通）＊連絡は、平日８：４５～１７：１５までの間で、調査開始の３０分前までにお願いいたします。 |

# ●認定調査にあたってのお願い

・ご本人の心身の状態や介護の状況について、ご本人が十分伝えられない状態であれば、ご本人の様子をよく知るご家族等の同席をお願いします。

・日常生活での困りごとやその対処方法について調査員にお伝えください。

また、そのようなことがどれくらいの頻度（月、週、日のうちに何回くらい）起こっているのか、また、どれくらい前にあった事なのか、などについてもお伝えください。

・伝えにくい内容がありましたら、用紙等に記入いただき調査員へお渡しください。

# ●要介護認定審査結果について

・認定申請日から約１か月を要します。

・都合により、遅延することがありますのでご了承ください。

# ●認定調査時の主な聞き取り内容

## 動作確認

・寝返り、起き上がり、立ち上がり、手足の上げ伸ばし等の動作を可能な範囲で実際に行っていただきます。難しい場合は聞き取りをさせていただきます。

## 日常生活に関する質問

・移動、食事摂取、排尿、排便など普段の状況をお伺いします。

## 精神・行動障害に関する質問

1. 「物を盗られた」「自分の食事だけがない」など被害的な訴えがある
2. つじつま合わせのような話、事実と異なる話、失敗を取り繕うような話をする
3. 突然笑いだしたり、泣き出したり、感情の不安定さがある
4. 夜間眠れずに翌日は日中に活動できない
5. しつこく同じ話をする
6. 周囲に迷惑になるような大声を出す
7. 介護に対して、手を払いのけたりして抵抗する
8. 「家に帰る」と言って落ち着きがない
9. 一人で外に出たがり、目が離せない
10. いろいろな物を集めたり無断で持ってくる
11. 物を壊したり、衣服を破いたりする
12. 置き場所を忘れたり、伝えたことを忘れる等で困っている、火の不始末がある
13. 独り言、独り笑いがある
14. 明らかに不適切な自分勝手な行動がある
15. 話しがまとまらず会話になりにくい
16. その他、認知症状や精神症状で困っていることがある

直近１か月での該当項目に対し、頻度やエピソードをお伺いします。

## 現在受けている医療のこと

・透析、点滴、酸素療法などをお伺いします。

## その他

・家族構成や現在の病気、既往歴、現在受けているサービス状況などをお伺いします。